

高度処理型合併処理浄化槽設置補助金のご案内

四街道市では、単独処理浄化槽又は汲み取り便所から高度処理型合併処理浄化槽へ転換する方への補助を行っています。

**まだまだ
受付できます！**

合併処理浄化槽は、トイレのし尿だけでなく、単独処理浄化槽や汲み取り便所では処理できない、台所や風呂から発生する生活雑排水の処理ができます。合併処理浄化槽に転換することで、側溝からの悪臭の軽減や、放流水質の改善につながります。

市では、単独処理浄化槽または汲み取り便所を撤去し、高度処理型合併処理浄化槽に転換する人に対して予算の範囲内において補助金を交付しています。

申請される場合の主な条件

- (1) 自己の居住の用に供する住宅または集会施設において、既設の単独処理浄化槽または汲み取り便所から高度処理型合併処理浄化槽へ転換する形での設置であること。
(申請前に既設のものを撤去された場合は、補助対象外となります)
(新築による設置は、補助対象外となります)
- (2) 下水道で処理されていない区域かつ下水道の整備が当分見込まれない区域であること。
(補助対象区域かどうかは市役所環境政策課までお問い合わせください。)

申請受付期限

令和3年12月28日(火) (先着順とし、予算がなくなり次第終了です)

補助金額

【人槽、浄化槽の型式ごとの補助金限度額】

	N20型 またはP型	N10型	N&P型	BOD型
5人槽※	384,000円	474,000円	528,000円	489,000円
6～7人槽※	462,000円	615,000円	693,000円	654,000円
8～50人槽※	585,000円	723,000円	963,000円	903,000円

※設置する場合の人槽(浄化槽の大きさ)は、延べ床面積等で決まります。

その他注意点など

その他の条件や提出書類等、詳しくは市ホームページで確認するか、環境政策課までお問い合わせください。

なお、補助事業(工事)完了後1か月または3月20日のいずれか早い日までに、高度処理型合併処理浄化槽実績報告書を提出する必要があります。

【問い合わせ】

四街道市役所 環境経済部 環境政策課
環境政策係 TEL: 043-421-6131